

7・4 船員保険

新船員保険制度は全国健康保険協会(協会けんぽ)により運営されており、当協会は、船員保険法第6条に基づき設置された「船員保険協議会」(年4回開催、途中、佐々木労政委員から門野労政委員に交代)に参画し、船主意見の反映に努めている。

旧制度下の船員福祉施設については、これまで整理、廃止がなされ、その次善策が協議されてきたが、平成25(2013)年度の本協議会に於いて、残っている施設に加え、指定旅行代理店の契約宿泊施設(全国3～4千か所)を利用できることとなり、次年(2014)度から所定の手続きにより補助制度が利用できるようになった。

また、船員保険病院の運営が、これまでの船員保険会から地域医療機能推進機構に次年(2014)度より移管されることから、無線医療助言事業の運営も次年度から移管の上、大阪船員保険病院を除いた横浜船員保険病院とせんぼ東京高輪病院の2病院にて行われることになっている。